

第1号議案 平成17年度事業計画案

1. 平成17年度運動方針

(1) 基本方針

専修学校制度が創設されて30年。専修学校が各種学校とともに取り組んできた輝かしい職業教育の歴史において、新たな章節のはじまりを告げる記念すべき年である。我々専修学校各種学校は、個々に研鑽してきた教育力を集結、その総合力を高めていくとともに、職業を通じて国民一人ひとりの夢や希望の実現を支援する教育機関であることを広く訴える必要がある。

いまや、国の根幹に関わる教育の見直しの必要性については、国民の衆目の一致するところであり、フリーターやニートの増加によって我が国が危機的な状況に直面していることもあり、教育改革の議論も本格化している。特に、教育基本法改正における議論では「勤労を重んじ、職業との関連を重視」するなど職業教育のあり方に触れられ、また、義務教育についても「新しい時代の国づくりの基盤となる『人』の育成」を重視して、今後2年間で見直しを検討するとしている。

これからの時代は、いつでも、どこでも、だれでもが職業に関する学習支援を受け、社会貢献と自己実現が図れるよう、生涯学習社会の中に専修学校各種学校を中核とする「職業教育体系」の構築が求められている。

こうした職業教育に対する追い風のなか、職業教育の充実・発展と職業教育体系の構築を願って、本連合会は7月11日を「職業教育の日」と制定した。この理念に沿う意味でも、文部科学省中央教育審議会や協力者会議での提言等を踏まえ、現行の専修学校及び各種学校に対する制度改革の早期実現を求めていくことが重要である。さらに国の教育改革の動きに機敏かつ積極的に対応して、職業教育体系そのものの構築に向けて、本連合会一丸となって事に当たらなければならない。

個々の専修学校各種学校においても、職業教育機関としての責任と自覚をもって、社会的使命を果たしていくことが求められている。特に、喫緊の課題である再就職あるいは若年者やフリーターの雇用対策を含めた社会人教育については、引き続いて積極的に対応するとともに、初等中等教育段階での職業観・勤労観の醸成を支援していくことが重要である。

昨年10月に起きた新潟県中越地震は、10年前の阪神・淡路大震災を鮮明に思い起こさせる未曾有の大災害であった。いずれの震災においても迅速な陳情活動等により復旧にかかる予算措置については専修学校各種学校にも適用されることとなったが、激甚法の早期適用は実現を見ていない。このような制度上の格差をはじめ、未だ残されたままの1条校との様々な格差を是正し、健全かつ安定的な学校運営に資するため、本連合会は今まで

にも増して積極的な活動を推進しなくてはならない。そのためには各会員校の強い結束のもと、各都道府県協会等とのより密接な連携を図り、全国組織として国に対して様々な働きかけを展開するものである。そのことが、我が国の発展に資する、よりよい人づくり国づくりの礎になると確信する。

(2) 平成17年度の重点目標

1. 専修学校各種学校の一層の地位向上と職業教育体系の構築

- ①専修学校各種学校が担う職業教育の重要性を明確にするため、教育基本法及び学校教育法の改正に向けた議論に積極的に対応し、専修学校各種学校を中心とする職業教育体系の構築を推進する
- ②「職業教育の日」を通じて職業教育を行う専修学校各種学校の役割等を広く国民に訴える

2. 専修学校各種学校制度の改革の推進

- ①社会的理解を促進するために、設置基準等の分離をはじめとする制度改革の実現を求める
- ②文部科学省協力者会議で示された専修学校各種学校にかかる教育の充実・発展の方策について早期の実現を求める

3. 専修学校各種学校と1条校との格差の是正

- ①学生生徒及び学校をめぐる制度的格差の早期是正を求める
- ②国による経常費助成の実現、施設設備整備助成の拡充を求める
- ③地方交付税を活用した地方自治体による助成措置の拡充を求める
- ④税制における減免措置の対象範囲を拡大するとともに課税範囲拡大を阻止する
- ⑤公平な私学助成の実現に向けた「教育バウチャー制度」を研究する

4. 職業教育に対する対外的な啓発活動の推進

- ①専修学校各種学校の個性・特色にあふれた職業教育機能の充実・向上を図る
- ②国民各層の協力を得て、初等中等教育段階における職業観・勤労観の醸成を支援する
- ③生涯学習社会の構築に不可欠な学習成果の評価の方策として、個人の様々な学習歴を評価するシステムを研究する

5. 専修学校各種学校に対する各省庁施策の充実

- ①文部科学省・中央教育審議会への対応を図る
- ②若年者の職業的自立支援のための日本版デュアルシステムや社会人の職業能力向上のための職業能力開発政策等への対応を図る
- ③公共職業訓練施設との役割分担を明確にする
- ④無認可校との区分を明確にする施策を推進する

6. 専修学校各種学校の教育の維持・向上

- ①専修学校各種学校の自己点検・評価を積極的に推進し、教育の質の維持・向上を図る
- ②専修学校各種学校は、公共性を有する機関としての自覚を持ち、適切な方法で情報開示を行う
- ③専修学校各種学校は個人情報保護法の趣旨を尊重し、学生生徒等の個人情報の適切な取り扱い確保する

7. 専修学校各種学校に対する激甚災害法の早期適用

8. 全国及び各都道府県協会等の組織強化と課程別設置者別部会の活性化

2. 専修学校制度制定30周年記念事業

専修学校制度制定30周年を記念し、以下の内容により諸事業を実施する。

(1) 予算

30周年記念事業にかかる費用については特別会計を編成することとし、寄附金の募集、祝賀会参加費の徴収は行わない。

(2) 実施内容

①記念式典

- ・日程：7月11日（月）13：00～14：30（予定）アルカディア市ヶ谷
- ・招待者：400名程度
- ・表彰：文部科学大臣表彰、全専各連会長顕彰、全専各連会長表彰、全専各連会長感謝状

②祝賀会

- ・日程：7月11日（月）15：30～17：00（予定）アルカディア市ヶ谷
 - ・招待者：600名程度
- 文部科学大臣表彰者他表彰者、専修学校関係者、行政関係者、関係団体等

③記念誌

- ・編集方針：
 - i 記録としての重要性を考慮して編集する。
 - ii 記念式典・祝賀会までを収録する。
 - iii ビジュアル重視の編集をし、見易く、分かり易い内容とする。
- ・配布先：予算上可能な範囲を適切に選択し配布する。
- ・発行日：平成17年11月中旬に刊行する。

④記念行事

- ・『専修学校制度制定30周年』記念事業推進にかかる寄附金の支出。
- 各都道府県協会等が行う「職業教育の日」記念事業に「専修学校制度制定30周年」

を併記して実施すること等により、上限を２０万円として寄附金を支出する。

なお、この２０万円は、「『職業教育の日制定記念事業』に対する寄付金」と合算して支出することとする。

- ・職業教育を担う専修学校のＰＲを目的としたＨＰの立ち上げ。
- ・３０周年記念行事に係る広報用パンフレット等の作成及び配布。
- ・マスメディアへの働きかけ。

３．会議の開催

（１）定例総会・理事会

開催基準日（決算：毎年６月第２水曜日、予算：毎年２月第４水曜日）に従い、以下のとおり開催する。なお、２月の会議では出席者の間の情報交換、親睦を目的に会議終了後に懇親会を開催する（提出議題は予定）。

<第５３回定例総会・第１０１回理事会（平成１７年６月８日）>

- 平成１６年度事業報告
- 平成１６年度収支決算報告
- 平成１７年度第１次補正予算案

<第５４回定例総会・第１０２回理事会（平成１８年２月２２日）>

- 平成１８年度事業計画案
- 平成１８年度収支予算案

（２）常任理事会

定例総会・理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議題を協議するため、年３回開催する。なお、第１回及び第３回常任理事会は定例総会・理事会の日程に合わせて以下のとおり開催する（提出議題は予定）。

<第１回常任理事会（平成１７年６月８日）>

- 平成１６年度事業報告
- 平成１６年度収支決算報告
- 平成１７年度第１次補正予算案

<第３回常任理事会（平成１８年２月２２日）>

- 平成１８年度事業計画案
- 平成１８年度収支予算案

（３）正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

(４) 都道府県協会等代表者会議

開催基準日（毎年１１月第４金曜日）に従い、１１月２５日に開催する。なお、出席者の間の情報交換、親睦を目的に会議終了後に懇親会を開催する。

(５) 課程別設置者別部会代表者会議

各課程別設置者別部会の活動を活性化すること等を目的に年１回開催する。

(６) ブロック会議

全国９ブロックにおいて以下のとおり開催する。

- 北海道ブロック ：平成１７年 ７月２１日～２２日・北見市
- 東北ブロック ：平成１７年１０月６日～７日・青森県
- 北関東甲信越ブロック ：平成１７年８月３０日・栃木県
- 南関東ブロック ：平成１７年・東京都
- 中部ブロック ：平成１７年 ８月２５日～２６日・愛知県
- 近畿ブロック ：平成１７年 ７月２１日・兵庫県
- 中国ブロック ：平成１７年 ７月５日・岡山県
- 四国ブロック ：平成１７年・愛媛県
- 九州ブロック ：平成１７年 ７月２２日・沖縄県

(7) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明するとともに、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、専教振と共催で4月21日、東京・アルカディア市ヶ谷で開催する。

4. 各委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項

などを主な業務とする。

基本方針や重点目標等に掲げた専修学校各種学校振興のための推進策や課題の解決策等について、文部科学省等と協議しながら取りまとめていくとともに、次のような小委員会を組織化し、個々の具体的な活動を推進する。

○制度部会・協力者会議担当

文部科学省の中央教育審議会及び協力者会議で示された制度の見直しの早期実現、会員校への普及に向けて必要な活動を行うとともに、教育基本法改正や学校教育法改正の動向を踏まえて協議・対応を行う。

○激甚法担当

激甚法を研究し、問題点の所在を明らかにするとともに、専修学校各種学校が早期適用を受けるよう必要な活動を行う。

○自己点検・評価担当

自己点検・評価の普及啓発に向けて、先進事例の収集や研修の実施、マニュアルの検討を行う。また、私立学校法改正にともなう専修学校各種学校における適切な財務情報の公開のあり方について研究・協議を行うとともに、個人情報保護法の全面施行に対して適切な措置のあり方を研究する。

○格差是正担当

課程別設置者別部会と連携しながら、学生または学校に対する制度的・財政的かつ具体的な格差を精査して、特に専修学校各種学校共通の格差を中心に、その是正のための研究を行うとともに、関係方面への是正要望につなげていく。また、課程別設置者別の学種固有の格差についても、課程別設置者別部会の協議・活動の報告を受けながら、全専各連の活動として対応する。

○厚生労働省担当

若者の自立・挑戦支援及び社会人教育等推進のための施策について、効果的な推進方策を研究し厚生労働省と調整する。また、公共職業能力訓練施設との役割分担について、文部科学省・厚生労働省と協議を行う。

○広報担当

「職業教育の日」の普及・浸透を所管する「職業教育の日」実行委員会と連携しながら、専修学校各種学校全体の広報に必要な事業を検討・実施する。また、30周年記念事業として開設される「職業教育」ホームページの運用を行うとともに、従来のホームページ及び会報やパンフレットといった広報活動を所管する。

(2) 財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

○予算及び決算に関する事項

○会費に関する事項

○財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な業務とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認し予算立案に関連する事項を検討する。

特に、組織委員会と連携して、組織と会費の将来的な方向性について検討を行う。

(3) 組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

○組織の活性化に関する協議・提言事項

○組織見直しに伴う会則改正に関する事項

○会員校の確定に関する事項

などを主な業務内容とする。

会として迅速かつ円滑な組織運営が図られるよう、組織の強化や活性化に資する事項を検討する。

特に、財務委員会と連携して、組織と会費の将来的な方向性について検討を行うとともに、定例総会等で指摘された運用上の課題等を精査、検討して、改正案の取りまとめを行う。

(4) 「職業教育の日」実行委員会

「職業教育」制定に係る事業全般を所管するため、前年度同様、総務委員会と全専協の総務運営委員会のもとに組織し、平成17年度の諸事業を検討、企画運営する。

5. 「職業教育の日」の推進

平成15年6月の定例総会・理事会で承認を受けた「職業教育の日」制定に係る事業の推進については、平成17年度は、全専協と連携して引き続き積極的な広報活動の実施や都道府県協会の記念事業への支援等を行うこととする。

(1) 「職業教育の日」推進のための広報活動

前年度に引き続き「職業教育の日」を全国的に普及させるためのポスターやチラシ、プロモーショングッズ等を製作して、都道府県協会等及び関係方面に配布する。特に、鳥取県で開催される「第17回生涯学習フェスティバル」において、広く一般に対する普及を図る。

(2) 都道府県「職業教育の日制定記念事業」に対する寄附金の支出

実行委員会において「平成17年度 7月11日 職業教育の日制定記念事業にかかる要綱」を作成し、都道府県協会等に対して全国的な記念事業の実施を呼びかける。

特に前年度に実施された記念事業のうち、都道府県協会等の計画の参考となる事業については事例としてまとめ、要綱とあわせて送付する。

また、実行委員会は都道府県協会等から提出された申請書をもとに記念事業の内容等の審査を行い、採択された事業に対して要綱にしたがって事業経費全体の1/2（上限20万円）を寄附金として支出する。

なお、専修学校制度制定30周年記念事業の一環として、平成17年度に限り、「職業教育の日」制定記念と「専修学校制度制定30周年」記念をともにうたう事業については、さらに20万円を上限とする寄附金の支出を行う。